

食と花のまちなかマルシェ支援事業補助金選定委員会運営要領

(目的)

第1条 食と花のまちなかマルシェ支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第

8条第2項の規定により、食と花のまちなかマルシェ支援事業補助金選定委員会（以下委員会という。）の組織、運営等に関し、必要な事項をここに定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、食と花のまちなかマルシェ支援事業補助金の補助対象者を選定するために、必要な事項を審査するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という）は、次に掲げる者で組織する。

(1) 新潟市農林水産部 食と花の推進課長

(2) 新潟市都市政策部 政策監

(3) 農業関係団体職員

(4) 経済関係団体職員

(5) 有識者

3 委員長は、食と花の推進課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員長の決定により、書面開催の方法によることができる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。ただし、その者は採決には参加できない。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査基準)

第6条 委員会は、補助対象者を選定する場合には、要綱及び「食と花のまちなかマルシェ支援事業補助金募集要領」の審査基準に基づいて総合的に判断するものとする。

(責務)

第7条 委員会は、公正な審査に努めなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、食と花の推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要領の適用は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。